第１号の２様式（第４条の２関係）

事前着手理由書

１　事前着手の対象となる事業及び事前着手予定日

２　事前着手する必要がある理由

|  |
| --- |
|  |

　　※事前着手を行わなければならない理由を具体的に記載してください。

　　　なお、申請日よりも前に着手している事業は補助対象とすることができません。

３　事前着手に必要となる経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | 積　算 | 支　払　日 |
|  |  |  |

　　注　経費の内容、積算、支払額、支払日等具体的な内容が分かる資料を添付すること。

|  |
| --- |
| 注)  交付決定前に事業に着手することは、原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、補助金の交付申請が採択されない場合又は、補助金の交付申請が採択されても事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は、当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応することになります。 |